

同意のない原則54才出向 JR東海労本部本橋書記長の 出向をやメロ！

JR東海労は、会社と基本協約も出向規程も締結していません。就業規則で本人も同意していない原則54才出向で強制出向は不当労働行為です。

しかも、就業規則第28条2項で「正当な理由がなければこれを拒むことができない」とあります。正当な理由があれば、出向を拒否できるのです。

本橋書記長は、3回の面談の中で正当な理由を伝えています。しかし、会社は本人が同意しない、正当な理由があろうと強固に出向に出すことを止めません。

本橋書記長は、JR 東海労の中心的存在であり要です。明らかに組織の弱体化であり JR 東海労 (労働運動) の破壊であります。

原則54才出向は、55歳定年制から60歳定年制に移行する際の要員需給を勘案した過渡的なものであり、今のJR東海の現状には全くそぐわないものです。

コロナ禍による新幹線列車の減少等により、待機要員の増をこのときとばかりに職場からもの言うJR東海労組合員を一掃することが目的になっています。

**JR東海労の弱体化・組織破壊を狙った不当労働行為だ！
本人が同意していない信義則違反・協約違反である！**